

平成29年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当先について

本来、地方消費税交付金は充当先が限定されない一般財源であります。引き上げ分の地方消費税収については、全て社会保障費に充てるものとされました。

平成27年4月から平成32年3月までの間においては、地方税法の規定により地方消費税収のうち17分の7に相当する額を社会保障費に充てることとされています。

平成29年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）及び社会保障費への充当額については以下のとおりです。

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

○ 歳入：地方消費税交付金（社会保障財源化分） 209,830 千円

○ 歳出：社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 5,294,290 千円

(単位：千円)

区分	款	項	目名又は事業名	経費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
1 社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	62	47			1	14
		2 児童福祉費	2 児童措置費	460,830	392,053			6,359	62,418
			3 母子福祉費	205,320	73,036			12,231	120,053
			4 保育所費	411,236	212,630		56,830	13,109	128,667
			5 子ども医療対策費	78,264	27,135		8,784	3,915	38,430
			6 ひとり親家庭等医療対策費	21,619	9,097		3,169	865	8,488
	3 高齢者福祉費	1 高齢者福祉総務費	0				0	0	
		2 高齢者措置費	88,464			15,543	6,743	66,178	
		4 介護予防事業費		18,799			11,337	690	6,772

(単位：千円)

区 分	款	項	目名又は事業名	経 費	財 源 内 訳				
					特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
		4 障害者福祉費	1 障害者福祉総務費	103,010	73,623			2,717	26,670
			2 障害者総合支援費	744,242	565,646			16,514	162,082
			3 重度障害者医療対策費	100,350	28,574		27,007	4,140	40,629
		5 生活保護費	2 扶助費	1,684,085	1,285,375			36,866	361,844
			小 計	3,916,281	2,667,216	0	122,670	104,150	1,022,245
2 社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	1 国民健康保険特別会計繰出金	253,790	139,158			10,599	104,033
			5 後期高齢者医療費	537,149	92,281			41,135	403,733
		3 高齢者福祉費	1 福岡県介護保険広域連合負担金	477,325				44,136	433,189
			小 計	1,268,264	231,439	0	0	95,870	940,955
3 保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	2 予防費	69,847				6,458	63,389
			3 健康増進事業費	14,780	1,079			1,267	12,434
			4 母子保健対策費	25,118	1,523		1,041	2,085	20,469
			小 計	109,745	2,602	0	1,041	9,810	96,292
			合 計	5,294,290	2,901,257	0	123,711	209,830	2,059,492

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。